

# 富士吉田市ふるさと納税プロモーション支援業務委託仕様書

## 1 事業目的

全国的にふるさと納税の認知度が高まり、各自治体間の激しい競争の中、他の自治体との差別化を図り、今後も、安定したふるさと納税業務を行っていくための、プロモーション支援業務を委託するもの。

また、返礼品を送って終わる関係ではなく、継続したつながりを確保し、本市に来訪いただける取組を進めることで、交流人口の増加とともに定住人口の増加につなげる取組の支援についても委託し、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。

## 2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

## 3 業務内容

### (1) 返礼品同封物の企画・製作

- ・返礼品に同封するチラシ等の企画・デザイン・製作し、納品すること。

### (2) ノベルティグッズの企画・製作

- ・本市のPRになるようなノベルティグッズのデザイン及び製作し、納品すること。

### (3) PR業務

- ・本市の魅力を広く発信し、認知度を向上させていく企画
- ・返礼品を送って終わる関係ではなく、継続したつながりを確保していくための企画
- ・寄附の使い道等の報告書の作成
- ・リピーター確保につながるイベント等の企画

### (4) SNSでの情報発信の企画

- ・本市及び全国のふるさと納税の動向、ターゲット層、配信時期及び配信時間帯等を考慮し、効果が最大となるよう戦略を立て、配信すること。

(Instagram・LINE・Twitter等)

### (5) 返礼品ページ制作業務

- ・返礼品ページ掲載用の写真撮影
- ・サムネイル画像の作成、ページデザイン業務

### (6) その他、富士吉田市ふるさと納税の推進に関する業務

## 4. 計画書及び成果品の提出等

(1) 業務の成果概要、進捗状況等を説明するための資料を作成し、毎月、打ち合わせ及び報告書提出すること。

(2) 業務終了後に年次業務報告書を提出すること。

## 5 秘密の厳守

受注者は、本業務の履行中に知りえた秘密情報に関し、以下に掲げる事項を遵守し適正に取り扱わ

なくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社限りで、本業務の履行においてのみ使用することが出来る。また秘密情報の保持、利用に関して受注者がすべての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は秘密情報に関する資料を複写及び複製してはならない。

(3) 情報管理能力の整備

受注者は秘密情報を厳重に保持するため、必要な予防措置を自ら講じなければならない。

(4) 情報の返却

受注者は、本業務の履行において得た情報及び資料を履行期間終了後、速やかに発注者に返却しなければならない。また、返却する際に、発注者に情報のすべてを引き渡した事実を証明する書面を提出する義務が生じる。

(5) 運搬責任

秘密情報に関する資料の運搬は、受注者の責任で行うものとする。また、受注者は運搬中における紛失事故等がないよう必要な措置を自ら講ずるものとする。

(6) 報告義務

受注者は、本業務の履行において取り扱う情報に関し、漏洩、紛失、改ざんなどの事故が発生したときは、適切な対応を行うとともに、その状況を発注者に報告する義務が生じる。

## 6 その他

(1) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受注者の責任において補填し作業するものとする。

(2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(3) その他仕様書に定めのない事項については、適宜発注者と協議すること。